



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第58号)

配信日 平成 25 年 6 月 21 日

高齢者を狙った詐欺・悪質商法の相談が絶えません！

これまで、「長崎市消費者を守るネット通信」や「広報ながさき上手な暮らし塾」で、高齢者が被害に遭いやすい詐欺や悪質商法の事例を紹介してきましたが、同様の相談が絶えません！ 高齢者が遭いやすい被害の事例を再度掲載します。

【健康食品などの送り付け】

突然電話がかかり、「注文を受けた健康食品ができあがった。代金引換で送るので〇万円用意してください。注文を受けてから作るのでキャンセルできない。」脅しのような口調で恐怖感を与え断れなくなる。また、実際に商品が送りつけられてくる。



【劇場型詐欺】

複数の業者が登場し、A社(勧誘業者)が、B社(販売業者)の販売する商品や役務等を、購入額を上回る金額で買取るなどという勧誘を行い、B社と契約するように仕向けてお金をだまし取る詐欺。



【SF商法(催眠商法)】

空き店舗や会議室等に人を集め、日用品を無料で配って得た気分させて、巧みな話術で会場を盛り上げ、冷静な判断を鈍らせて、高額な健康器具や健康食品を買わせる手法。



【還付金詐欺】

市役所や社会保険事務所等の職員を装って、医療費、保険料を払い過ぎていたとの電話をかけ、スーパー等のATMに誘導し、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際には振込をさせる手口。



<消費者センターからのお願い>

被害に遭った高齢者は、詐欺と気づいていない場合もあり、地域ぐるみでの「見守り」が重要です。市民の皆さんの一人ひとりの協力で詐欺や悪質商法を撲滅し、安心して暮らせるまちを築きましょう！

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日~金曜日)…午前10時~午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時~午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)